

資料 1

平成25年2月定例会（事前）  
広域連合特別委員会資料  
(政策創造部)

関西広域連合規約案 新旧対照表



## 関西広域連合規約 新旧対照表

第1条～第19条 (略)	変更案	変更前 (H24.8.14変更許可規約)
<b>関西広域連合規約 (平成22年総行市第250号)</b>		
第20条 広域連合の経費の支弁の方法		
(広域連合の経費の支弁の方法)		
第20条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。		
(1) 構成団体の負担金		
(2) 事業収入		
(3) 前2号に掲げる収入以外の収入		
2 前項第1号に掲げる負担金の額は、別表により広域連合の予算において定めるものとし、別表の左欄に掲げる経費の区分に応じ、同表の中欄に定める負担する構成団体ごとに、それぞれ同表の右欄に定める負担割合により按分する。この場合において、同表の中欄に構成指定都市が含まれる同表の左欄に掲げる経費（第4条第1項第8号に規定する経費を除く。）に係る各構成団体の負担金の額を、人口割、宿泊施設敷数割又は事業所敷割（以下「人口割等」という。）により算出するときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号の定めるところにより算出する。	2 前項第1号に掲げる負担金の額は、別表により広域連合の予算において定めるものとし、別表の左欄に掲げる経費の区分に応じ、同表の中欄に定める負担する構成団体ごとに、それぞれ同表の右欄に定める負担割合により按分する。この場合において、同表の中欄に構成指定都市が含まれる同表の左欄に掲げる経費（第4条第1項第8号に規定する経費を除く。）に係る各構成団体の負担金の額を、人口割、宿泊施設敷数割又は事業所敷割（以下「人口割等」という。）により算出するときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号の定めるところにより算出する。	
(1) 構成指定都市の負担金 当該構成指定都市に係る人口、宿泊施設数又は事業所敷数（以下「人口等」という。）の2分の1に相当する数の別表の中欄に掲げる構成府県に係る人口等の合計に対する割合に応じて、当該経費の総額から按分して算出すること。	(1) 構成指定都市の負担金 当該構成指定都市に係る人口、宿泊施設数、事業所敷又は第1次産業就業者数（以下「人口等」という。）の2分の1に相当する数の別表の中欄に掲げる構成府県に係る人口等の合計に対する割合に応じて、当該経費の総額から按分して算出すること。	(1) 構成指定都市の負担金 当該構成指定都市に係る人口、宿泊施設数又は事業所敷数（以下「人口等」という。）の2分の1に相当する数の別表の中欄に掲げる構成府県に係る人口等の合計に対する割合に応じて、当該経費の総額から按分して算出すること。
(2) 構成府県の負担金 当該経費の総額から前号の規定により算出した各構成指定都市の負担金の額を控除した額を、構成府県の人口割等により按分すること。	(2) 構成府県の負担金 当該経費の総額から前号の規定により算出した各構成指定都市の負担金の額を控除した額を、構成府県の人口割等により按分すること。	(2) 構成府県の負担金 当該経費の総額から前号の規定により算出した各構成指定都市の負担金の額を控除した額を、構成府県の人口割等により按分すること。
3 第4条第2項の規定の適用を受ける構成団体については、前項及び別表の規定にかかわらず、その負担金の額を減額することができる。この場合における負担金の額の算出の方法については、別に定める。	3 第4条第2項の規定の適用を受ける構成団体については、前項及び別表の規定にかかわらず、その負担金の額を減額することができる。この場合における負担金の額の算出の方法については、別に定める。	3 第4条第2項の規定の適用を受ける構成団体については、前項及び別表の規定にかかわらず、その負担金の額を減額することができる。この場合における負担金の額の算出の方法については、別に定める。
4 第1項第2号及び第3号に掲げる収入のうち、構成団体の負担すべき金額に充てるべき収入がある場合の構成団体の負担金の額は、前2項及び別表の規定にかかわらず、当該収入を第1項第1号に掲げる負担金の一部とみなして、前2項又は別表により算出した金額から当該収入の金額を控除して得た額とする。	4 第1項第2号及び第3号に掲げる収入のうち、構成団体の負担すべき金額に充てるべき収入がある場合の構成団体の負担金の額は、前2項及び別表の規定にかかわらず、当該収入を第1項第1号に掲げる負担金の一部とみなして、前2項又は別表により算出した金額から当該収入の金額を控除して得た額とする。	4 第1項第2号及び第3号に掲げる収入のうち、構成団体の負担すべき金額に充てるべき収入がある場合の構成団体の負担金の額は、前2項及び別表の規定にかかわらず、当該収入を第1項第1号に掲げる負担金の一部とみなして、前2項又は別表により算出した金額から当該収入の金額を控除して得た額とする。
(規則への委任)		
第21条 この規約の施行に關し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。		

## 関西広域連合規約案 新旧対照表

附 則 (施行期日)	変 更 案	附 則 (施行期日)	変 更 前 (H24. 8. 14変更許可規約)
1 この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行する。 (検討)		1 (検討) (略)	
2 第4条第3項又は第5条第1項の規定により事務を処理しようとする場合であって、当該事務の処理により、住民の生活に大幅な影響を及ぼし、又は広域連合の体制を強化する必要があると認められるときは、広域連合の議会の構成、執行機関の組織、経費の支弁の方法等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 (広域連合の処理する事務に係る経過措置)		2 (略)	
3 広域連合長が定める日までの間ににおける第4条第1項第3号ア、第5号ア及び第7号に規定する事務は、これら規定にかかるらず、これら規定に係る事務の準備行為とする。		3 (略)	
4 広域連合長が定める日までの間ににおける第4条第1項第5号アに規定する事務は、同号アの規定にかかるらず、京都府、兵庫県及び鳥取県の区域において運航されるものに限るものとする。 (広域連合議員の定数等に係る経過措置)		4 (略)	
5 広域連合議員の定数及び選挙の方法については、第8条及び第9条第2項にかかるらず、国出先機関対策の動向を踏まえた本格見直しを行うまでの間に限り、次の各号に定めるとおりとする。 (1) 広域連合議員の定数は、次号の規定による人数を合算した人数とする。 (2) 構成団体の議会ごとに選挙する広域連合議員の人数は、次のとおりとする。 ア 指定都市（地方自治法第255条の19第1項に規定する指定都市をいう。）を包括する構成府県 第9条第2項の規定による人数 イ アに規定する構成府県以外の構成府県 第9条第2項の規定による人数に1人を加えた人数 ウ 構成指定都市 第9条第2項各号に応じ、当該各号に定める人数 (負担金の徴収に係る経過措置)		5 (略)	
6 年度途中に構成団体となつた場合の第20条第1項第1号に掲げる負担金の額の算出については、月割によるものとする。 (負担金の徴収に係る経過措置)		6 (略)	
7 平成22年度における第20条第1項第1号に掲げる負担金の額の算出についての同条第2項及び別表の適用については、同表（備考を除く。）中「受講者教割」とあるのは、「均等割」とする。		7 (略)	
8 広域連合長が定める日までの間ににおける第20条第1項第1号に掲げる負担金の額の算出についての同条第2項及び別表の適用については、同表備考2中「提出した者の住所のある構成団体ごとの総数」とあるのは、「構成団体に提出した者の総数」とする。ただし、これにより難い場合は、別に広域連合長の定めるところによる。		8 (略)	

## 関西広域連合規約案 新旧対照表

変更案	変更前 (H24.8.14変更許可規約)
附 則 (平成24年1月25日総行市第1号) (施行期日)	附 則 (平成24年1月25日総行市第1号) (施行期日)
1 この規約は、平成24年4月1日から施行する。 (負担金の徴収に係る経過措置)	1 (略) (負担金の徴収に係る経過措置)
2 平成24年度における構成団体の負担金の額の算出に係る改正後の関西広域連合規約別表の適用については、同表総務費の部第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費の项及び事業費の部第4条第1項第7号に規定する事務に係る経費の项中「受取者移剤」とあるのは、「受取者移剤を基本とし広域連合長が別に定める負担割合」とする。	2 (略) (負担金の徴収に係る経過措置)
附 則 (平成24年4月23日総行市第41号) この規約は、総務大臣の許可のあつた日から施行する。	附 則 (平成24年4月23日総行市第41号) (略)
附 則 (平成24年8月14日総行市第107号) この規約は、総務大臣の許可のあつた日から施行する。	附 則 (平成24年8月14日総行市第107号) (略)
附 則 (平成25年3月 目総務大臣届出) (施行期日)	附 則 (平成25年3月 目総務大臣届出) (施行期日)
1 この規約は、平成25年4月1日から施行する。 (負担金の徴収に係る経過措置)	1 この規約は、平成25年4月1日から施行する。 (負担金の徴収に係る経過措置)
2 広域連合長が定める日までの間ににおける改正後の関西広域連合規約第4条第1項第5号アに規定する事務に係る満額に係る和歌山県の負担については、同規約第20条及び別表の規定にかかわらず、従前の和歌山県と大阪府及び滋賀県との間の協定の例により関係団体で協議して定める。	2 広域連合長が定める日までの間ににおける改正後の関西広域連合規約第4条第1項第5号アに規定する事務に係る満額に係る和歌山県の負担については、同規約第20条及び別表の規定にかかわらず、従前の和歌山県と大阪府及び滋賀県との間の協定の例により関係団体で協議して定める。

## 関西広域連合規約案 新旧対照表

変更案		別表 (第20条関係)	
別表 (第20条関係) 一経費の区分		変更前 (H24. 8. 14変更許可規約)	
総務費	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費以外の経費	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費以外の経費	負担する構成団体 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、京都府、兵庫県、京都府、大阪市、堺市及び神戸市 和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市 受験者数割 10分の10
企画調整費	第4条第1項第9号に規定する事務に係る経費	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費	均等割 10分の10 均等割 (これにより難い事務に係る経費については、広域連合長が別に定める負担割合) 10分の10
事業費	第4条第1項第1号に規定する事務に係る経費	第4条第1項第1号に規定する事務に係る経費	均等割 10分の10 均等割 (これにより難い事務に係る経費については、広域連合長が別に定める負担割合) 10分の10
第4条第2号及び第6号に規定する事務に係る経費	同項第2号から第8号までに掲げる事務ごとの負担割合	同項第2号から第8号までに掲げる事務ごとの負担割合	同項第2号から第8号までに掲げる事務ごとの負担割合
第4条第3号アからウまでに規定する事務に係る経費	同項第3号アからウまでに規定する事務に係る経費	同項第3号アからウまでに規定する事務に係る経費	同項第3号アからウまでに規定する事務に係る経費
第4条第3号エからカまでに規定する事務に係る経費	同項第3号エからカまでに規定する事務に係る経費	同項第3号エからカまでに規定する事務に係る経費	同項第3号エからカまでに規定する事務に係る経費
第4条第4号に規定する事務に係る経費	同項第4号に規定する事務に係る経費	同項第4号に規定する事務に係る経費	同項第4号に規定する事務に係る経費
第4条第5号アに規定する事務に係る経費	同項第5号アに規定する事務に係る経費	同項第5号アに規定する事務に係る経費	同項第5号アに規定する事務に係る経費
第4条第5号イに規定する事務に係る経費	同項第5号イに規定する事務に係る経費	同項第5号イに規定する事務に係る経費	同項第5号イに規定する事務に係る経費
第4条第5号ウに規定する事務に係る経費	同項第5号ウに規定する事務に係る経費	同項第5号ウに規定する事務に係る経費	同項第5号ウに規定する事務に係る経費
第4条第7号に規定する事務に係る経費	同項第7号に規定する事務に係る経費	同項第7号に規定する事務に係る経費	同項第7号に規定する事務に係る経費
第4条第8号に規定する事務に係る経費	同項第8号に規定する事務に係る経費	同項第8号に規定する事務に係る経費	同項第8号に規定する事務に係る経費
事業費のうち、 事業費のうち、この表の中欄又は右欄の規定により難いと認められる事務に係る経費にあつては、負担する構成団体又は負担割合について広域連合長が別に定める。			

変更案  
変更前 (H24. 8. 14変更許可規約)

別表 (第20条関係) 一経費の区分		変更前 (H24. 8. 14変更許可規約)	
総務費	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費以外の経費	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費以外の経費	負担する構成団体 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、京都府、兵庫県、京都府、大阪市、堺市及び神戸市 和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市 受験者数割 10分の10
企画調整費	第4条第1項第9号に規定する事務に係る経費	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費	均等割 (これにより難い事務に係る経費については、広域連合長が別に定める負担割合) 10分の10
事業費	第4条第1項第1号に規定する事務に係る経費	第4条第1項第1号に規定する事務に係る経費	均等割 10分の10 均等割 (これにより難い事務に係る経費については、広域連合長が別に定める負担割合) 10分の10
第4条第2号及び第6号に規定する事務に係る経費	同項第2号から第8号までに掲げる事務ごとの負担割合	同項第2号から第8号までに掲げる事務ごとの負担割合	同項第2号から第8号までに掲げる事務ごとの負担割合
第4条第3号アからウまでに規定する事務に係る経費	同項第3号アからウまでに規定する事務に係る経費	同項第3号アからウまでに規定する事務に係る経費	同項第3号アからウまでに規定する事務に係る経費
第4条第3号エからカまでに規定する事務に係る経費	同項第3号エからカまでに規定する事務に係る経費	同項第3号エからカまでに規定する事務に係る経費	同項第3号エからカまでに規定する事務に係る経費
第4条第4号に規定する事務に係る経費	同項第4号に規定する事務に係る経費	同項第4号に規定する事務に係る経費	同項第4号に規定する事務に係る経費
第4条第5号アに規定する事務に係る経費	同項第5号アに規定する事務に係る経費	同項第5号アに規定する事務に係る経費	同項第5号アに規定する事務に係る経費
第4条第5号イに規定する事務に係る経費	同項第5号イに規定する事務に係る経費	同項第5号イに規定する事務に係る経費	同項第5号イに規定する事務に係る経費
第4条第5号ウに規定する事務に係る経費	同項第5号ウに規定する事務に係る経費	同項第5号ウに規定する事務に係る経費	同項第5号ウに規定する事務に係る経費
第4条第7号に規定する事務に係る経費	同項第7号に規定する事務に係る絏費	同項第7号に規定する事務に係る絏費	同項第7号に規定する事務に係る絏費
第4条第8号に規定する事務に係る絏費	同項第8号に規定する事務に係る絏費	同項第8号に規定する事務に係る絏費	同項第8号に規定する事務に係る絏費
事業費のうち、 事業費のうち、この表の中欄又は右欄の規定により難いと認められる事務に係る経費にあつては、負担する構成団体又は負担割合について広域連合長が別に定める。			

## 関西広域連合規約案 新旧対照表

	変更案	変更前 (H24. 8. 14変更許可規約)
備考		<p>1 この表において「均等割」とは、負担する構成団体の数の割合をいう。</p> <p>2 この表において「受診者数割」とは、当該年度前の3箇年度においてそれぞれの試験に係る受験願書（これに相当するものを含む。）を提出した者の住所のある構成団体ごとの総数の割合をいう。</p> <p>3 この表において「人口割」とは、官報で公示された最近の国勢調査の結果に基づく構成団体の人口の割合をいう。</p> <p>4 この表において「宿泊施設数割」とは、統計法（平成19年法律第53号）附則第12条の規定により同法第19条第1項の承認を受けた一般統計調査とみなされる宿泊旅行統計調査の最近に公表された結果に基づく構成団体の宿泊施設の総数の割合をいう。</p> <p>5 この表において「事業所数割」とは、統計法第2条第4項に規定する基幹統計である工業統計調査の最近に公表された結果に基づく構成団体の従業者10人以上の事業所の総数の割合をいう。</p> <p>6 この表において「第1次産業就業者数割」とは、官報で公示された最近の国勢調査の結果に基づく構成団体の第1次産業就業者数の割合をいう。</p> <p>7 この表において「利用実績割」とは、当該年度において構成団体が救急医療用ヘリコプターを利用した回数の割合をいう。</p> <p>8 この表において「受診者数割」とは、当該年度において研修を受けた構成団体の職員の数の割合をいう。</p> <p>1 この表において「均等割」とは、構成団体の数の割合をいう。</p> <p>2 この表において「受診者数割」とは、当該年度前の3箇年度においてそれぞれの試験に係る受験願書（これに相当するものを含む。）を提出した者の住所のある構成団体ごとの総数の割合をいう。</p> <p>3 この表において「人口割」とは、官報で公示された最近の国勢調査の結果に基づく構成団体の人口（第4条第1項第5号アに規定する事務にあっては、構成団体の区域のうち救急医療用ヘリコプターが運航される区域であって別に定めるものに係る当該年の4月1日現在における構成団体の人口に相当する人口として官報で公示された最近の国勢調査の結果に基づいて算出した人口）の割合をいう。</p> <p>4 この表において「宿泊施設数割」とは、統計法（平成19年法律第53号）附則第12条の規定により同法第19条第1項の承認を受けた一般統計調査とみなされる宿泊旅行統計調査の最近に公表された結果に基づく構成団体の宿泊施設の総数の割合をいう。</p> <p>5 この表において「事業所数割」とは、統計法第2条第4項に規定する基幹統計である工業統計調査の最近に公表された結果に基づく構成団体の従業者10人以上の事業所の総数の割合をいう。</p> <p>6 この表において「第1次産業就業者数割」とは、官報で公示された最近の国勢調査の結果に基づく構成団体の第1次産業就業者数の割合をいう。</p> <p>7 この表において「利用実績割」とは、当該年度において構成団体が救急医療用ヘリコプターを利用した回数の割合をいう。</p> <p>8 この表において「受診者数割」とは、当該年度において研修を受けた構成団体の職員の数の割合をいう。</p>

